



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	健康局保健所保健課	1
訓令甲	神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	行財政局財務課	10
告示	身体障害者福祉法による医師の指定等	福祉局障害者更生相談所	14
告示	犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託	健康局環境衛生課	30
告示	放置物件撤去の事前告示	港湾局神戸港管理事務所	31
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道多聞121号線ほか)	建設局道路管理課	32
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道多聞127号線ほか)	建設局道路管理課	33
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道山の街47～59号線)	建設局道路管理課	34
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道舞子多聞線)	建設局道路管理課	36
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道多聞104号線)	建設局道路管理課	37
公告	都市公園の増設(須磨寺公園)	建設局公園部管理課	38
公告	建築協定に加わる意思の表示及び建築協定書の縦覧(西区:パナホームシティ西神南Ⅰ・Ⅱ建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	39
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく私道の変更又は廃止の承認(神戸市東灘区本庄町ほか)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	40
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく私道の変更又は廃止の承認(神戸市垂水区城が山)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	41
公告	建築基準法第86条の5第2項の規定に基づく認定の取消し(玉津鉄筋住宅)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	42
公告	神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧(神戸発電所3・4号機設置計画、(仮称)白川地区土地造成事業、(仮称)神戸道場町太陽光発電所建設事業)	環境局環境保全課	43
公告	神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更	経済観光局農政計画課	44
公告	開発行為に関する工事の完了(西区伊川谷町ほか)	都市局都市計画課	45
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	46
人事委員会	人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令	人事委員会事務局調査課	47

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月5日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第21号

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（予防接種法に規定する事務の委任）</p> <p>第3条 地域保健法第9条及び<u>予防接種法（昭和23年法律第68号。以下この条において「法」という。）第10条の規定に基づき、<u>法</u>第5条第1項並びに第6条第1項、<u>第2項</u>及び第3項に規定する予防接種の実施に関する事務は、保健所長に委任する。</u></p> <p>（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する</p>	<p>（予防接種法に規定する事務の委任）</p> <p>第3条 地域保健法第9条の規定に基づき、<u>予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に規定する予防接種の実施に関する事務は、保健所長に委任する。</u></p> <p>（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する</p>

事務の委任)

第7条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) 法第12条の規定による医師の届出に関すること。

(2) 法第13条の規定による獣医師の届出に関すること。

(3) 法第14条第2項、第3項及び第8項の規定による届出及び報告に関すること。

(4) 法第14条の2第2項から第4項までの規定による検体又は病原体の検査に関すること。

(5) 法第15条（第2項及び第15項を除く。）の規定による調査及び報告に関すること。

(6) 法第15条の2の規定による質問、調査及び報告に関すること。

(7) [略]

(8) 法第16条第1項の規定による分

事務の委任)

第7条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) 法第14条第1項の規定による指定に関すること。

(2) 法第14条第2項の規定による届出に関すること。

(3) 法第14条第3項の規定による報告に関すること。

(4) 法第14条第5項の規定による取消しに関すること。

(5) 法第15条第1項の規定による質問及び調査に関すること。

(6) 法第15条の2 第1項及び第2項の規定による質問、調査及び報告に関すること。

(7) [略]

析に関すること。

(9) 法第16条の2（第3項を除く。）

の規定による協力の要請等に関する
こと。

(10) 法第16条の3の規定による検

体の採取等に関すること。

(11)～(16) [略]

(17) 法第26条の3の規定による検

体の収去等に関すること。

(18) 法第26条の4の規定による検

体の採取等に関すること。

(19)～(21) [略]

(22) 法第30条の規定による死体の

移動制限等に関すること。

(23) [略]

(24) 法第36条第1項及び第2項の

規定による通知及び交付に関する
こと。

(25)～(27) [略]

(28) 法第38条第9項の規定による
指導に関すること。

(29) 法第38条第10項の規定による

結核指定医療機関の辞退の届出の

(8)～(13) [略]

(14)～(16) [略]

(17) 法第30条第1項の規定による
移動の制限及び禁止に関するこ
と。

(18) 法第30条第2項の規定による
許可に関すること。

(19) [略]

(20) 法第36条第1項及び第2項の
規定による通知及び交付に関する
こと（法第31条第1項に係るもの
を除く。）。

(21)～(23) [略]

(24) 法第38条第7項の規定による
指導に関すること。

(25) 法第38条第8項の規定による
結核指定医療機関の辞退の届出の

受理に関すること。

(30) 法第38条第11項の規定による結核指定医療機関の指定の取消しに関すること。

(31) [略]

(32) 法第44条の3（第8項及び第11項を除く。）の規定による報告又は協力に関すること。

(33) 法第44条の3の2の規定による新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療に関すること。

(34) 法第44条の3の5第3項及び第4項の規定による新型インフルエンザ等感染症に係る検体の提出要請等に関すること。

(35) 法第44条の3の6の規定による新型インフルエンザ等感染症に係る退院等の届出に関すること。

(36) 法第44条の6の規定による新型インフルエンザ等感染症に係る経過の報告に関すること。

(37) 法第44条の11の規定による新感染症に係る検体の採取等に関すること。

(38)～(41) [略]

受理に関すること。

(26) 法第38条第9項の規定による結核指定医療機関の指定の取消しに関すること。

(27) [略]

(28) 法第44条の3第1項の規定による新型インフルエンザ等感染症に係る健康状態の報告に関すること。

(29) 法第44条の3第2項の規定による新型インフルエンザ等感染症に係る感染防止の協力に関すること。

(30)～(33) [略]

(42) 法第50条第1項の規定による新感染症に係る消毒その他の措置に関すること。

(43) 法第50条の2の規定による報告又は協力に関すること。

(44) 法第50条の3の規定による新感染症外出自粛対象者の医療に関すること。

(45) 法第50条の4の規定による新感染症外出自粛対象者の緊急時等の医療に係る特例に関すること。

(46) 法第50条の6の規定による新感染症に係る検体の提出要請等に関すること。

(47) 法第50条の7の規定による新感染症の所見がある者の退院等に係る通知に関すること。

(34) 法第49条の規定による新感染症の所見がある者の入院に係る通知に関すること。

(35) 法第7条第1項の規定による指定感染症に係る第1号から第19号までの権限

(36) 法第50条の規定による新感染症に係る第13号から第19号までの権限

(37) 法第50条の2第1項の規定による新感染症に係る健康状態の報告に関すること。

(38) 法第50条の2第2項の規定による新感染症に係る感染防止の協

(48) 法第51条第1項の規定による
厚生労働大臣への通報及び措置に
関すること。

(49) 法第52条第1項の規定による
新感染症に係る経過の報告に関す
ること。

(50)、(51) [略]

(旅館業法等に規定する事務の委任)

第8条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この条において「法」という。)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下この条において「施行規則」という。)並びに神戸市旅館業法の施行等に関する条例(平成16年3月条例第66号。以下この条において「施行条例」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) [略]

(2) 法第3条の2第1項、第3条の3第1項及び法第3条の4第1項の規定による承認に関すること。

(3)～(7) [略]

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に

力に関すること。

(39)、(40) [略]

(旅館業法等に規定する事務の委任)

第8条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この条において「法」という。)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下この条において「施行規則」という。)並びに神戸市旅館業法の施行等に関する条例(平成16年3月条例第66号。以下この条において「施行条例」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) [略]

(2) 法第3条の2第1項及び第3条の3第1項の規定による承認に関すること。

(3)～(7) [略]

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に

規定する事務の委任)

第32条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(7) [略]

(8) 法第19条の規定による届出に関すること。

(9)～(14) [略]

(15) 法第40条第1項及び第2項において準用する法第10条第1項の規定による届出に関すること。

(16)～(21) [略]

(21の2) 法第72条の2の2の規定による措置命令に関すること。

(22)～(27) [略]

2、3 [略]

（毒物及び劇物取締法に規定する事務の委任）

第34条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この条において「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政

規定する事務の委任)

第32条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(7) [略]

(8) 法第19条第2項の規定による届出に関すること。

(9)～(14) [略]

(15) 法第40条第1項及び第2項において準用する法第10条の規定による届出に関すること。

(16)～(21) [略]

(22)～(27) [略]

2、3 [略]

（毒物及び劇物取締法に規定する事務の委任）

第34条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この条において「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政

令第261号。以下この条において「令」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(12) [略]

(13) 法第20条第2項(第22条第7項において準用する場合を含む。)の規定による公示に関すること。

(14)～(27) [略]

(28) 令第36条の4 第2項の規定による通知及び同条第3項の規定による送付に関すること。

(29) [略]

(新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する事務の委任)

第38条 地域保健法第9条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の実施に関する事務は、保健所長に委任する。

(難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する事務の委任)

第41条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この条において「法」

令第261号。以下この条において「令」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(12) [略]

(13) 法第20条第2項の規定による公示に関すること。

(14)～(27) [略]

(28) 令第36条の4 の規定による届出に関すること。

(29) [略]

(新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する事務の委任)

第38条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。）第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の実施に関する事務は、保健所長に委任する。

(難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する事務の委任)

第41条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この条において「法」

という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(9) [略]

(10) 法第18条の規定による指導に関すること。

(11)～(23) [略]

2 地域保健法第9条の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「規則」という。）に関すること。

(1)～(4) [略]

(5) 規則第31条の規定による指定特定医療を受けることが必要な期間に関すること。

という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(9) [略]

(10)～(22) [略]

2 地域保健法第9条の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「規則」という。）に関すること。

(1)～(4) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令甲第4号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年10月25日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後											改正前																																				
別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条関係） 財務関係事務 2-3 その他											別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条関係） 財務関係事務 2-3 その他																																				
事項	専決 範囲	決裁区分										合議	備考	事項	専決 範囲	決裁区分										合議	備考																				
		副市長	特長	局長	特長	部長	特長	課長	消費局長	教育委員	教育委員会事務局長					特定職	副市長	特長	局長	特長	部長	特長	課長	消費局長	教育委員			教育委員会事務局長	特定職																		

											局長			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
04歳入項	○										財務課長	項の新設については歳入予算科目のみとする。		
歳出														
予算科目の新設								○	○	○				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

											長			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
04歳入目										○		財務課長		
歳出														
予算科目節の新設										○	○	○		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

神戸市告示第399号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条1項に規定する医師に指定した者、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第3条第2項の規定により指定を辞退した医師は次のとおりであるので、神戸市身体障害者福祉法施行細則第3条の規定により、勤務地の変更を届け出た者も含めて告示する。

令和6年11月5日

神戸市長 久元喜造

1 法第15条第1項に規定する医師に指定した者

指定年月日	氏名	診療科目	医療機関の所在地 医療機関の名称
令和6年7月1日	福岡 陽子	循環器科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
	坪井 孝文		
	押谷 洋平	呼吸器内科	東灘区森北町1丁目6-25 甲南山手おしたにクリニック
	伊藤 博信	内科	東灘区住吉本町1丁目24番13号 東神戸病院
	瀧本 恭史		
	倉田 寛一		
	宮脇 仁朗	内科	東灘区本山北町3丁目4番11号 宮脇内科医院
	山門 徹	内科	東灘区青木5丁目5番13号 住吉内科ハートクリニック
	黒島 康平	整形外科	灘区神ノ木通4丁目2番15号 金沢病院
	木長 健	内科	灘区水道筋6丁目3-1 アイメディカルビル3階 きなが内科・内視鏡クリニック
	太田 和馬	神経内科	中央区港島南町2丁目1番地1 神戸市立医療センター中央市民病院
	大八木 誠児	耳鼻咽喉科	
	瀬川 湧生	整形外科	

栢木 大誓	小児科	
安積 佑太	循環器内科	
白川 千種	呼吸器内科	
濱川 博司	呼吸器外科	
五十嵐 沙織	眼科	中央区港島南町2丁目1番地8 神戸市立神戸アイセンター病院
山崎 舞		
中村 奈津子		
槃木 悠人	眼科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
増田 理沙		
武田 涼輔	神経内科	
田中 智子		
上田 隆	耳鼻咽喉科	
玉川 晃太郎		
上紺屋 達彦		
藤井 大智		
三根 実穂子		
佐竹 寛		形成外科
亀長 智幸	整形外科	
山本 哲也		

澤田 良子	
山裏 耕平	
鮫島 智大	小児科
石森 真吾	
宮内 玄德	小児外科
高成田 祐希	
岡野 隆一	リウマチ科
山本 航大	
高橋 良輔	循環器内科
安森 研	心臓血管外科
白木 宏長	
川端 良	
邊見 宗一郎	
石井 圭	腎臓内科
遠藤 貴人	泌尿器科
北村 聡	
岩本 夏彦	呼吸器内科
金子 達也	消化器外科
今井 理揮	

池田 太郎		
伊藤 良太		
安積 佑樹		
安田 圭佑		
山内 菜津子		
山本 賢	呼吸器内科	中央区港島中町8丁目5番1 神戸低侵襲がん医療センター
仲野 優	消化器内科	中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
橋村 弘毅		
羽星 辰哉	脳神経外科	中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼記念病院
竹内 仁一	循環器内科	
藤本 佑樹	呼吸器内科	
西 将光	神経内科	中央区港島中町8丁目5番2 西記念ポートアイランドリハビリテー ション病院
金田 晴貴	内科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 兵庫県災害医療センター
嶺尾 亮和	整形外科	
田中 祐太	循環器内科	
土橋 一生	眼科	中央区港島南町1丁目6番7 兵庫県立こども病院
北村 仁美	整形外科	
伊藤 立人	小児科	
相馬 健人		

岡崎 沙也香		
西藤 知城		
榊田 千晶		
中井 亮佑		
峯 昌啓	内科	兵庫区東山町3丁目3番1号 川崎病院
寛田 佑介	整形外科	
沖村 駿平	消化器外科	
星野 大作	脳神経外科	兵庫区水木通10丁目1番12号 神戸大山病院
福田 幾夫	外科	
藤木 惇也	耳鼻咽喉科	兵庫区御崎町1丁目9番1号 神戸百年記念病院
岩崎 真也	内科	
近藤 健二	整形外科	
浜口 守	泌尿器科	
伊藤 孝仁	腎臓内科	兵庫区西多聞通1丁目1-21 湊の杜病院
吉田 泰規	脳神経外科	大開通9丁目2番6号 吉田病院
中村 泰輔	整形外科	長田区大橋町7丁目1番1 荻原記念病院
浅田 友啓	内科	久保町2丁目4番7号 神戸協同病院
三宅 智子	眼科	長田区一番町2丁目4番地 神戸市立医療センター西市民病院
小田 竜治	整形外科	

安積 陽也	腎臓内科	
神野 雅	泌尿器科	
清水 孝洋	消化器内科	
清水 政克	内科	長田区神楽町6丁目4番1-102号 清水メディカルクリニック新長田
三上 隆一	外科	長田区若松町4丁目4番1号アスタ・ク エスタ南棟3階 つばめクリニック
山内 沙耶	外科	須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
伊藤 達也	整形外科	
張木 洋寿	循環器内科	
寺井 彰三郎	整形外科	須磨区大田町6丁目1-3 明芳外科リハビリテーション病院
西原 相宗	外科	垂水区神陵台7丁目4番13号 阿部医院希望の丘クリニック
山下 賢樹	内科	垂水区旭が丘1丁目9番60号 1F おひさまクリニック
松岡 俊三	循環器内科	垂水区上高丸1丁目3番10号 神戸徳洲会病院
尾野 亘	消化器内科	
竹本 俊旭	眼科	垂水区神田町1-17 プリコ垂水南館 3階301 たけもと眼科
海老原 良昌	外科	垂水区福田4丁目3番21号 ふたば訪問診療クリニック
船曳 正英	リウマチ科	垂水区舞子坂4丁目1-7 舞子坂シ ティビル1階 みなとクリニック
上田 俊郎	内科	北区大脇台3番1号 春日病院

武中 優	神経内科	北区鹿の子台北町8丁目11番1号 恒生かのこ病院
東野 真志	脳神経外科	北区道場町日下部字中ノゴウ 1788 番地 恒生病院
庄司 恭之	整形外科	
坪田 典之	呼吸器内科	
藤田 欣也	内科	北区有野台8丁目4番の1 神戸アドベンチスト病院
熊谷 直利	整形外科	北区山田町下谷上字梅木谷 37 番 3 神戸ほくと病院
町田 智彦	外科	北区藤原台中町5丁目1番1号 済生会兵庫県病院
武田 匡史	循環器内科	
許 智栄	内科	北区鈴蘭台西町4丁目9-43 ともクリニック
村井 明子	内科	北区山田町上谷上字古々谷 12 番地の 3 真星病院
片上 信之	呼吸器内科	北区有野町唐櫃 50-1 松本ホームメディカルクリニック
井口 祐弥	内科	北区有野町中町1丁目10番地 18 もえぎクリニック
大西 康裕	小児科	北区しあわせの村1番9号 神戸医療福祉センターにこにこハウス
山本 麻未	神経内科	西区池上2丁目4番2号 伊川谷病院
河野 やよい	眼科	西区伊川谷町潤和 1420 番地の 1 こうの眼科
野田 和誉	眼科	
井上 数喜	耳鼻咽喉科	
長田 篤史	整形外科	
長谷部 雅子	腎臓内科	

	徳重 康介	呼吸器内科	
	木村 健一	神経内科	西区曙町 1070 番地 兵庫県立リハビリテーション中央病院

2 令第3条第2項の規定により指定を辞退した医師

辞退年月日	氏名	診療科目	医療機関の所在地 医療機関の名称
令和5年3月31日	福永 馨	内科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
令和5年3月31日	千堂 宏義	外科	
	木村 浩	整形外科	
令和6年4月1日	高瀬 重暉	内科	東灘区田中町1丁目15番12号 高瀬内科
令和6年2月29日	大久保 正明	内科	灘区鶴甲3丁目13番19号 昭生病院
令和5年8月31日	堅田 幸洋	小児科	灘区岸地通5丁目3-17 堅田医院
令和6年2月29日	原 敦	神経内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
	井之口 豪	耳鼻咽喉科	
令和6年3月31日	花山 亜沙	内科	
	平田 健一		
	森 健太		
	大崎 健夫	形成外科	
	武田 玲伊子		
令和6年4月17日	原岡 剛一		
令和6年3月31日	藤澤 亮裕	外科	

	京野 由紀	小児科	
	會田 洋輔	小児外科	
	鮫島 由友		
令和6年4月1日	瀬戸 悠太郎	循環器内科	
	山本 恭子		
令和6年3月31日	鈴木 雄也	循環器科	
	宮原 俊介	心臓血管外科	
	岡本 英久	腎臓内科	
	清水 真央		
令和5年4月1日	山本 真有佳		
令和6年3月31日	渡邊 健太郎		
	重村 克巳	泌尿器科	
令和6年2月29日	白川 利朗		
	古川 順也		
令和6年3月31日	上田 佳秀	消化器内科	
令和6年1月31日	高杉 純司	神経内科	中央区港島南町2丁目1番地1 神戸市立医療センター中央市民病院
令和6年3月31日	小西 宏樹	整形外科	中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼記念病院
令和5年10月1日	久保 公了	消化器科	中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
令和5年3月31日	藤本 誠	整形外科	中央区北長狭通5丁目3番5号 荻原整形外科病院
令和6年3月31日	岩津 友大	整形外科	兵庫区東山町3丁目3番1号 川崎病院

	右近 亮介		
	村上 弘大	消化器外科	
令和6年3月31日	井上 紗季	眼科	兵庫区和田宮通6丁目1番34号 三菱神戸病院
	中村 吉貴	外科	
	柴田 奈緒	循環器内科	
令和5年3月31日	竹中 ゆかり	内科	兵庫区切戸町6丁目26番 荻原みさき病院
令和5年12月31日	裏辻 雅章	整形外科	兵庫区御崎町1丁目9番1号 神戸百年記念病院
	兒玉 隆之	消化器内科	
令和6年4月16日	夏目 重厚	脳神経外科・神 経内科・リハビ リテーション 科	兵庫区大開通9丁目2番6号 吉田病院
令和6年1月1日	宮田 至朗	脳神経外科	
令和6年3月31日	石村 奈々	腎臓内科	兵庫区西多聞通1丁目1番21号 彦坂病院
令和5年3月20日	川部 直巳	整形外科	兵庫区上沢通1丁目1番8号 みなと整形外科クリニック
令和6年4月1日	山下 幸政	内科・消化器科	長田区一番町2丁目4番地 神戸市立医療センター西市民病院
令和6年3月31日	中井 敦史	内科	長田区房王寺町3丁目5番25号 神戸朝日病院
令和6年6月30日	三上 隆一	消化器外科	長田区水笠通3丁目5番11号 702 つばめクリニック
令和6年4月1日	橋本 悠	外科	須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
令和6年3月31日	八木 淳子	眼科	垂水区小束台868番37 順心神戸病院
令和6年3月31日	前田 昌穂	整形外科	垂水区つつじが丘4丁目8-1 前田整形外科

令和6年3月31日	田中 伸明	循環器内科	北区藤原台中町5丁目1番1号 済生会兵庫県病院
	大仲 慶	腎臓内科	
令和5年3月31日	大島 眞央	循環器内科	北区有野台8丁目4番の1 神戸アドベンチスト病院
	近藤 隆	消化器内科	
令和6年4月30日	辻 芳之	産婦人科	
令和6年5月1日	稲岡 正裕	整形外科	北区道場町日下部字中ノゴウ 1788 番地 恒生病院
令和6年4月1日	堀井 進一	消化器内科	北区山田町上谷上字古々谷 12 番地の3 真星病院
令和6年3月31日	吉田 章子	眼科	西区糀台5丁目7番地1 神戸市立西神戸医療センター
	清水 昭一朗	耳鼻咽喉科	
	江尻 純哉	循環器内科	
令和6年5月31日	尾下 寿彦		
令和6年3月31日	宇都宮 紀明	泌尿器科	
	吉岡 潤哉	呼吸器内科	
令和6年4月1日	一角 朋子	リハビリテーション科	西区曙町 1070 番地 兵庫県立リハビリテーション中央病院
令和6年3月31日	武本 知之	循環器内科	西区枝吉1丁目16番地 みどり病院
令和5年11月30日	田坂 晋一		
令和5年9月25日	森田 成彦	耳鼻咽喉科	西区前開南町1丁目6番9号 はら耳鼻咽喉科伊川谷クリニック

3 勤務地の変更を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称
			変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
令和4年4月1日	大山 眞一郎	内科	東灘区田中町3丁目 13-17 パレルミエール岡本 102号室 メディクス東灘クリニック
			東灘区深江本町3丁目8番22号 創生会クリニック
令和5年9月1日	森田 瑞穂	放射線科	垂水区舞子台7丁目2番1号 老人保健施設 舞子台
			中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
令和6年2月1日	住井 敦彦	消化器外科	西区糀台5丁目7番地1 神戸市立西神戸医療センター
			垂水区上高丸1丁目3番10号 神戸徳洲会病院
令和6年3月31日	置村 健二郎	整形外科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			須磨区衣掛町3丁目1番14号 新須磨病院
令和6年3月31日	中林 大治	整形外科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			須磨区衣掛町3丁目1番14号 新須磨病院
令和6年3月31日	富岡 雄一郎	小児外科	中央区港島南町1丁目6番7 兵庫県立こども病院
			中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
令和6年3月31日	宮崎 彰	泌尿器科	北区甲栄台2丁目3-1 KITASUZU HAUS 2階 いしだクリニックきたすず
			中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼記念病院
令和6年4月1日	小倉 純	神経内科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
			東灘区向洋町中2丁目11番地 六甲アイランド甲南病院

令和6年4月1日	加藤 喬	消化器外科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
			中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
令和6年4月1日	鎌田 寛	神経内科	東灘区向洋町中2丁目11番地 六甲アイランド甲南病院
			東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
令和6年4月1日	須田 誠	整形外科	東灘区向洋町中2丁目11番地 六甲アイランド甲南病院
			灘区神ノ木通4丁目2番15号 金沢病院
令和6年4月1日	徳永 英里	消化器内科	東灘区向洋町中2丁目11番地 六甲アイランド甲南病院
			中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
令和6年4月1日	松本 郁子	内科	東灘区住吉本町1丁目24番13号 東神戸病院
			中央区上筒井通6丁目2番43号 神戸平成病院
令和6年4月1日	植田 安洋	整形外科	灘区神ノ木通4丁目2番15号 金沢病院
			東灘区向洋町中2丁目11番地 六甲アイランド甲南病院
令和6年4月1日	生田 健明	整形外科	灘区篠原北町3丁目11番15号 神戸海星病院
			中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
令和6年4月1日	岡田 幸也	整形外科	灘区鶴甲3丁目13番19号 昭生病院
			灘区大石北町7番22号 岡田整形外科医院
令和6年4月1日	日笠 雄太	消化器内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
令和6年4月1日	中西 雄太	整形外科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院

			西区曙町 1070 番地 兵庫県立リハビリテーション中央病院
令和6年4月1日	米田 勝彦	リウマチ科	中央区脇浜町 1 丁目 4 番 47 号 神鋼記念病院
			中央区楠町 7 丁目 5 番 2 号 神戸大学医学部附属病院
令和6年4月1日	北野 貴大	整形外科	中央区港島南町 1 丁目 4 番 12 号 あんしん病院
			須磨区西落合 3 丁目 1 番 1 号 神戸医療センター
令和6年4月1日	中川 貴文	循環器内科	兵庫区御崎町 1 丁目 9 番 1 号 神戸百年記念病院
			兵庫区和田宮通 6 丁目 1 番 34 号 三菱神戸病院
令和6年4月1日	寺下 智美	呼吸器内科	須磨区西落合 3 丁目 1 番 1 号 神戸医療センター
			東灘区鴨子ヶ原 1 丁目 5 番 16 号 甲南医療センター
令和6年4月1日	三木 健生	形成外科	垂水区五色山 4 丁目 5 番 8 号 メディクス舞子クリニック
			東灘区田中町 3 丁目 13-17 パレルミエール岡本 102 号室 メディクス東灘クリニック
令和6年4月1日	三村 千尋	呼吸器内科	北区藤原台中町 5 丁目 1 番 1 号 済生会兵庫県病院
			中央区楠町 7 丁目 5 番 2 号 神戸大学医学部附属病院
令和6年4月1日	佐藤 宏紀	呼吸器内科	西区糞台 5 丁目 7 番地 1 神戸市立西神戸医療センター
			中央区楠町 7 丁目 5 番 2 号 神戸大学医学部附属病院
令和6年4月11日	滝吉 優子	リハビリテーション科	北区道場町日下部字中ノゴウ 1788 番地 恒生病院
			須磨区友が丘 7 丁目 1 番 31 号 新須磨リハビリテーション病院
令和6年7月1日	亀村 幸平	循環器内科	須磨区衣掛町 3 丁目 1 番 14 号 新須磨病院

		中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼記念病院
--	--	--------------------------

4 医療機関の変更を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称
			変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
令和4年11月1日	松本 玲	眼科	中央区神若通5丁目3番26号 レイクリニック
			中央区神若通5丁目3番26号 レイ眼科クリニック
令和5年1月1日	丸口 勇人	形成外科	灘区永手町3丁目4番4号 まるぐちスキンクリニック
			灘区永手町3丁目4番4号 まるぐち皮膚科クリニック
令和5年10月1日	松井 誠一郎	整形外科	須磨区大田町3丁目4番2号 まつい外科整形外科皮ふ科クリニック
			須磨区大田町3丁目1番23号 瀬川外科
令和6年4月1日	山口 聖良	腎臓内科	兵庫区西多聞通1丁目1番21号 湊の杜病院
			兵庫区西多聞通1丁目1番21号 彦坂病院
令和6年4月1日	高木 志寿子	泌尿器科	兵庫区西多聞通1丁目1番21号 湊の杜病院
			兵庫区西多聞通1丁目1番21号 彦坂病院
令和6年4月1日	福田 輝雄	泌尿器科	兵庫区西多聞通1丁目1番21号 湊の杜病院
			兵庫区西多聞通1丁目1番21号 彦坂病院
令和6年7月1日	林 一	眼科	中央区二宮町3丁目11番9号201号室 林眼科医院
			中央区中山手通1丁目23番10号 林眼科医院

5 医療機関の開設を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称
			変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
平成27年10月1日	田村 竜二	外科	灘区楠丘町5丁目2-16 田村医院
			灘区楠丘町5丁目2番16号 阿部医院
令和6年3月19日	中原 誠之	整形外科	兵庫区上沢通1丁目1-8 なかはら整形せぼねクリニック
			須磨区東白川台1丁目1番地1 北須磨病院
令和6年5月1日	古川 皓一	呼吸器内科	中央区再度筋町5丁目9-1 山の手内科クリニック
			中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
令和6年5月1日	森主 達夫	消化器内科	長田区松野通2丁目2-34 神戸もりぬし消化器内視鏡クリニック
			兵庫区御崎町1丁目9番1号 神戸百年記念病院
令和6年5月7日	吉村 慧一	整形外科	北区藤原台中町2丁目2-3 まちの訪問クリニック
			中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 兵庫県災害医療センター
令和6年7月1日	村上 永尚	神経内科	灘区八幡町2丁目8-7 セントビル2階 むらかみ内科クリニック
			中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼記念病院

神戸市告示第400号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和6年11月5日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者
姫路市下手野1丁目110番地1
株式会社エルザクライス 代表取締役 長谷 宜勇
- 2 委託する公金事務の概要
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務
- 3 指定年月日
令和6年10月3日
- 4 委託年月日
令和6年10月16日

神戸市告示第401号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第2項に定める港湾隣接区域において、指定する物件を放置（以下、「放置物件等」という。）する禁止行為があったため、同法第56条の4第1項の規定による放置物件等の撤去を命ずべき所有者または占有者、その他権原を有する者（以下、「所有者等」という。）の氏名及び住所を確認することができないため、同法第56条の4第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年11月5日

神戸市長 久元喜造

1 放置物件等

場所 神戸市立須磨ヨットハーバー

管理番号	放置物件等一覧				
	名称又は種類	形状	数量	放置場所	備考
1～44	自転車	シティサイクル型	44	神戸市立 須磨ヨットハーバー 北ハーバー	
45、46	自転車	電動アシスト型	2		
47～63	自転車	ミニベロ型	17		
64～66	自転車	マウンテンバイク型	3		
67～71	原動機付自転車	スクーター	5		

*管理番号は、港湾局神戸港管理事務所が整理の必要上、付した番号です。

2 撤去期限

この告示の日から14日間

3 期限までに撤去しなかった場合の措置

神戸市又は委任した者により、放置物件等を撤去保管する。

4 問い合わせ等

(1) 受付時間 平日 午前9時から午後5時まで。

(2) 連絡先

中央区港島中町4丁目1番1号 ポートアイランドビル6階

神戸市港湾局神戸港管理事務所

電話 304-2501

神戸市告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和6年11月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和6年11月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	多聞121号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番268地先から 神戸市垂水区学が丘7丁目864番286地先まで	262.70	6.00
	多聞122号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番268地先から 神戸市垂水区学が丘7丁目864番285地先まで	195.50	6.00
	多聞123号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番275地先から 神戸市垂水区学が丘7丁目864番292地先まで	47.70	6.00
	多聞124号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番260地先から 神戸市垂水区学が丘7丁目864番261地先まで	14.00	4.00
	多聞125号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番248地先から 神戸市垂水区学が丘7丁目864番247地先まで	15.30	4.00
	多聞126号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番239地先から 神戸市垂水区学が丘7丁目864番285地先まで	14.00	4.00

神戸市告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和6年11月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和6年11月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	多聞127号線	神戸市垂水区清水が丘2丁目 176番28地先から 神戸市垂水区清水が丘2丁目 176番19地先まで	76.60	6.00
	多聞128号線	神戸市垂水区清水が丘2丁目 176番43地先から 神戸市垂水区清水が丘2丁目 176番37地先まで	78.10	6.00

神戸市告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和6年11月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和6年11月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	山ノ街47号線	神戸市北区山の街1番3地先から 神戸市北区山の街13番16地先まで	289.30	最大 12.50 最小 12.00
市道	山ノ街48号線	神戸市北区山の街2番23地先から 神戸市北区山の街4番6地先まで	267.90	最大 6.00 最小 6.00
市道	山ノ街49号線	神戸市北区山の街5番8地先から 神戸市北区山の街7番11地先まで	174.30	最大 6.00 最小 6.00
市道	山ノ街50号線	神戸市北区山の街8番9地先から 神戸市北区山の街7番25地先まで	195.60	最大 6.00 最小 6.00
市道	山ノ街51号線	神戸市北区山の街13番15地先から 神戸市北区山の街12番3地先まで	232.50	最大 6.00 最小 6.00
市道	山ノ街52号線	神戸市北区山の街10番13地先から 神戸市北区山の街9番22地先まで	110.30	最大 6.00 最小 6.00
市道	山ノ街53号線	神戸市北区山の街11番13地先から 神戸市北区山の街10番1地先まで	110.20	最大 6.00 最小 6.00
市道	山ノ街54号線	神戸市北区山の街3番15地先から 神戸市北区山の街4番6地先まで	181.30	最大 6.00 最小 6.00

市道	山ノ街55号線	神戸市北区山の街5番8地先から 神戸市北区山の街6番1地先まで	94.30	最大 6.00 最小 6.00
市道	山ノ街56号線	神戸市北区山の街8番9地先から 神戸市北区山の街11番12地先まで	97.20	最大 6.00 最小 6.00
市道	山ノ街57号線	神戸市北区山の街9番22地先から 神戸市北区山の街12番18地先まで	82.60	最大 6.00 最小 6.00
市道	山ノ街58号線	神戸市北区山の街13番3地先から 神戸市北区山の街12番5地先まで	96.60	最大 6.00 最小 6.00
市道	山ノ街59号線	神戸市北区山の街7番26地先から 神戸市北区山の街7番23地先まで	60.00	最大 4.00 最小 4.00

神戸市告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年11月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和6年11月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	舞子多聞線	神戸市垂水区学が丘7丁目 864番256地先から 神戸市垂水区学が丘7丁目 864番260地先まで	新	41.00	20.70
			旧	41.00	20.00

神戸市告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年11月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和6年11月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	多聞104号線	神戸市垂水区清水が丘2丁目176番44地先から 神戸市垂水区清水が丘2丁目176番44地先まで	新	2.80	最大 12.40 最小 7.00
			旧	2.80	最大 11.40 最小 7.00

神戸市公告

都市公園を増設するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年11月5日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
須磨寺公園	須磨区高倉台1丁目 1番7の一部	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	

(2) 供用開始の年月日

令和6年11月5日

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定によりパナホームシティ西神南Ⅰ・Ⅱ建築協定に加わる意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

当該意思の表示に係る建築協定に係る建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和6年10月29日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和6年11月5日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R6-7号	令和6年 10月21日	神戸市東灘区本庄町2丁目13番	83.00	4.00
第R6-8号	令和6年 10月21日	神戸市東灘区深江北町3丁目58番	74.00	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和6年11月5日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R6-9号	令和6年 10月23日	神戸市垂水区城が山1丁目 1537番6, 1541番	8.60	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、公告対象区域（神戸市西区曙町1083番の一部、1096番1の一部、1096番4、1096番5、13番、17番、18番、19番、20番、21番）内の各建築物に係る同条第1項の規定による申請を受け、認定の取消し（令和6年10月22日第R6-7号）をしたので、同条第4項の規定により公告します。

令和6年11月5日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年11月5日

神戸市長 久 元 喜 造

1 対象事業の概要

事業の名称	神戸発電所3・4号機設置計画	(仮称)白川地区土地造成事業	(仮称)神戸道場町太陽光発電所建設事業
事業者の名称	株式会社コベルコパワー神戸第二	株式会社兵庫環境	熊本鉄構株式会社
代表者	代表取締役社長 木本 総一	代表取締役 松岡 成二	代表取締役 荒瀬 雅之
事業者の所在地	神戸市灘区灘浜東町2番地	神戸市中央区古湊通2丁目2番28号	熊本県宇城市松橋町古保山2715番地7号
事業の種類	石炭火力発電所	陸域の土砂埋立または盛土	太陽光発電所の建設
事業の規模	65万kW×2基	17.5ha	自然地の改変面積約18ha
対象事業の位置	神戸市灘区灘浜東町2番地	神戸市北区山田町下谷上字中一里山16-20他 神戸市須磨区白川字地藏坊740-1他	神戸市北区道場町生野字ロクゴ、塩田字東山上、平田字片山

2 縦覧の期間

令和6年11月5日（火曜）から11月18日（月曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年11月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	淡河町北僧尾	細谷	1670番のうち 別図の斜線部分	819㎡のうち 673㎡	農用地区域から除外する。
神戸	西	櫛谷町松本	東山	1157番のうち 別図の斜線部分	1,612㎡のうち 143㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する。
神戸	西	岩岡町岩岡	中島	1310番1	506㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する。

別図は省略する。

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年11月5日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区伊川谷町有瀬字栗林 573 番 1、573 番 4、573 番 5、573 番 6、573 番 7、573 番 8、573 番 9、573 番 10、573 番 11、573 番 12、573 番 13、573 番 14、573 番 15

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県明石市花園町 2 番地の 2

株式会社勝美住宅

代表取締役 渡辺 喜夫

許可番号

令和5年10月31日 第8150号

（変更許可 令和6年7月8日 第2132号

変更許可 令和6年9月30日 第2156号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区持子 2 丁目 92 番、93 番、94 番 1、94 番 2、95 番

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市淀川区宮原 4 丁目 5 番 36 号

株式会社キリン堂

代表取締役 寺西 豊彦

許可番号

令和6年7月17日 第8193号

（変更許可 令和6年9月24日 第2153号）

神戸市水道告示第23号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年11月5日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42420	株式会社 Mavericks	大阪府松原市岡 2-4-22	平見 健二	令和6年10月31日
42421	株式会社 サカエテック	神戸市西区宮下2丁目 1-34	東本 康宏	令和6年10月31日
42422	株式会社 RYSMO	加古川市平岡町土山 126-3	田口 学	令和6年10月31日
42423	株式会社 大野	神戸市北区京地4丁目 18-12	西村 崇	令和6年10月31日
42424	釜崎設備工業所	神戸市西区南別府 3丁目10-10	釜崎 数正	令和6年10月31日

人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和6年10月29日

神戸市人事委員会
委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会訓令甲第2号

人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令

人事委員会委員長及び事務局長等専決規程（昭和49年6月人委訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（事務局長の専決事項）</p> <p>第3条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（10） [略]</p> <p>（11） 住居手当の支給に関する規則（昭和46年3月人委規則第17号）<u>第2条第3項に規定する承認及び同規則の運用に関すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">（事務局長の専決事項）</p> <p>第3条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（10） [略]</p> <p>（11） 住居手当の支給に関する規則（昭和46年3月人委規則第17号）の運用に関すること。</p>

<p>(12) 職員の通勤手当に関する規則 (昭和34年3月人委規則第16号) <u>第10条の2</u>に規定する承認及び同規則の運用に関すること。</p> <p>(13)～(33) [略]</p> <p>(34) <u>給料表の適用範囲に関する規則</u> (昭和55年3月人委規則第15号) <u>第9条及び第10条</u>に規定する承認に関すること。</p> <p>(35)～(39) [略]</p>	<p>(12) 職員の通勤手当に関する規則 (昭和34年3月人委規則第16号)の運用に関すること。</p> <p>(13)～(33) [略]</p> <p>(34)～(38) [略]</p>
--	---

附 則

この訓令は、令和6年10月29日から施行する。